

## 令和5年度 第2回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和5年8月23日(水)  
13:45～15:00  
場 所 : 久慈地区合同庁舎  
6階 第4会議室A及びB

### 審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未滿の林地開發許可(令和5年5月22日～令和5年8月22日)について

【資料No. 1】

4 審議事項

久慈市小久慈町地内の土石の採掘に係る林地開發許可について

【資料No. 2】

5 その他

6 閉 会

## 令和5年度 第2回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	出 欠
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長	伊藤 幸男	出席
	委 員	阿部 知彦	出席
	委 員	川村 冬子	出席
	委 員	佐藤 美加子	出席
	委 員	横澤 孝志	欠席
事 務 局  岩手県農林水産部 森林保全課	総括課長	田村 聡	
技術主幹兼保全・ 治山林道担当課長	林 春彦		
主任主査	神成 貞雄		
主 査	根本 悠平		
主 任	高橋 善孝		
県北広域振興局林務部	森林保全課長	丸山 壘	
	主任主査	田中 真一	
	技 師	高橋 陽斗	

## 【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（令和5年5月22日～令和5年8月22日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和5年8月23日

## 森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

令和5年5月22日開催の森林審議会で「森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可実績」について報告しましたが、前回報告から令和5年8月22日までの許可実績は、工場、事業場の設置1件、1.3501ヘクタールとなっています。

### 10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(令和5年5月22日から令和5年8月22日まで)

開発行為の目的	件数 (件)	許可面積 (ha)	摘 要
工場、事業場の設置	1	1.3501	
合 計	1	1.3501	

### 森林審議会諮問対象外の林地開発許可実績（目的別）

（令和5年5月22日～令和5年8月22日）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可年月日	備考
1	合同会社ユーラスエナジー釜石	工場・事業場	大槌町金沢第34地割字大長井96番 1 ほか13筆	5.0456	2.7970	1.3501	R5.7.18	風力発電施設
	計	1件		5.0456	2.7970	1.3501		

【森林審議会諮問対象外】  
林地開発許可累計面積が10ha未満のもの。

**【 審 議 事 項 】**

久慈市小久慈町地内の土石の採掘に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和5年8月23日

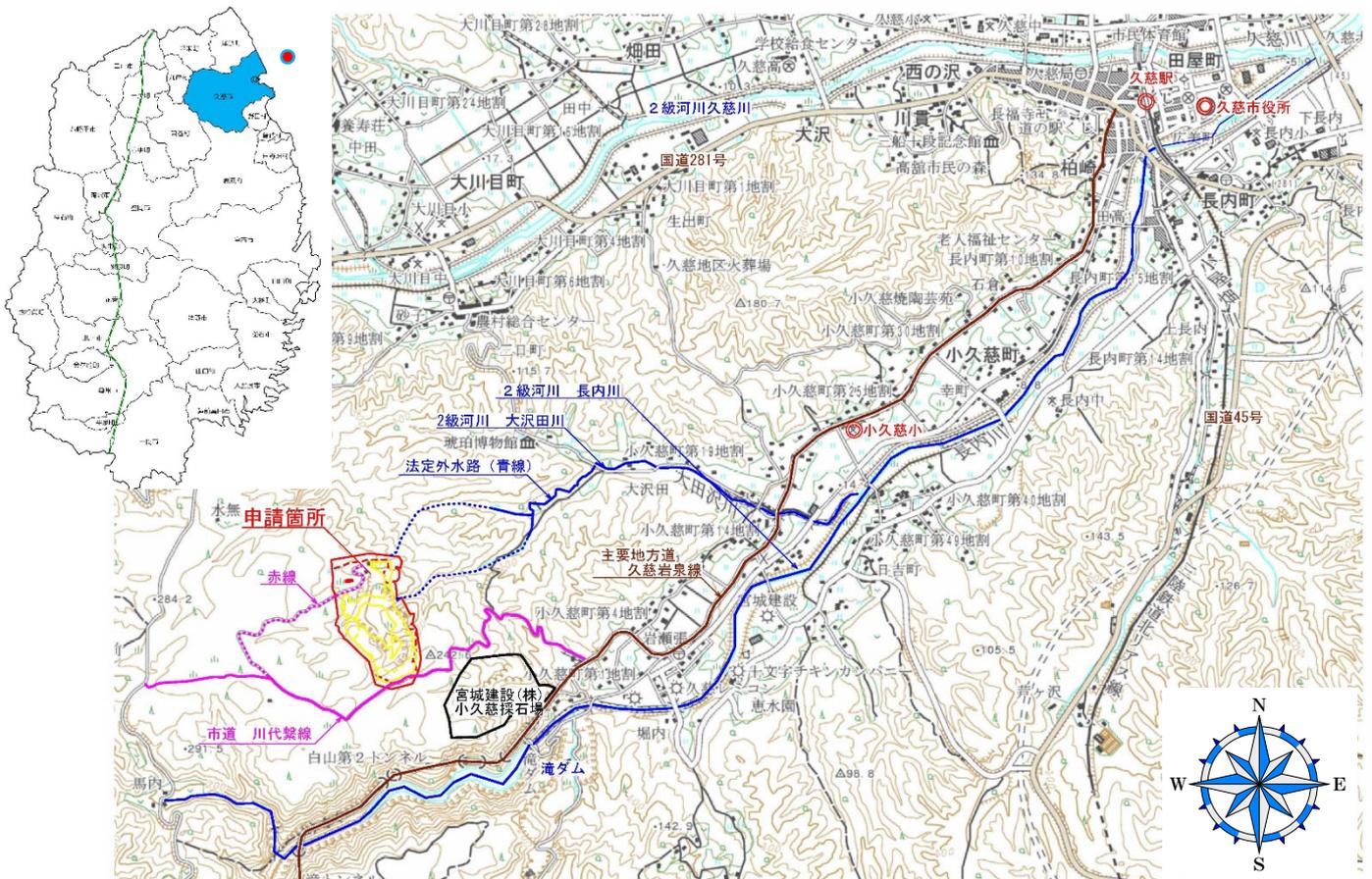
# 1 申請概要

申請者	住所氏名	岩手県久慈市長内町第42地割8番地14 東立鉱業株式会社
申請場所	久慈市小久慈町第1地割36番12ほか32筆	
申請の目的	土石の採掘	
計画期間	平成12年9月14日から令和14年10月26日	
申請面積	14.9150ヘクタール（事業区域面積 36.5548ヘクタール）	

# 2 申請地の状況

位置	久慈市役所より南西約7.0kmに位置
標高、傾斜	標高 175～248m、傾斜 10度～70度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の北東、約6.9kmに三陸鉄道久慈駅がある。</li> <li>・市道川代繫線及び赤線が事業区域内に通る。</li> <li>・南側には宮城建設株式会社の土石の採掘の林地開発許可地がある。</li> <li>・学校等の公共施設は事業区域の東約4.7kmに小久慈小学校がある。</li> </ul>
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の東側を2級河川大沢田川が流れ、約1.9km下流で2級河川長内川へ合流する。</li> <li>・2級河川長内川は北東方向に流れ、約8km下流で久慈湾に注いでいる。</li> <li>・事業区域の周囲は概ね森林地帯であり、周辺に集落や田畑は存在しない。</li> </ul>
林況	申請地の林況は、アカマツ56%（18～53年生）、広葉樹44%（13～49年生）である。

## 位置図



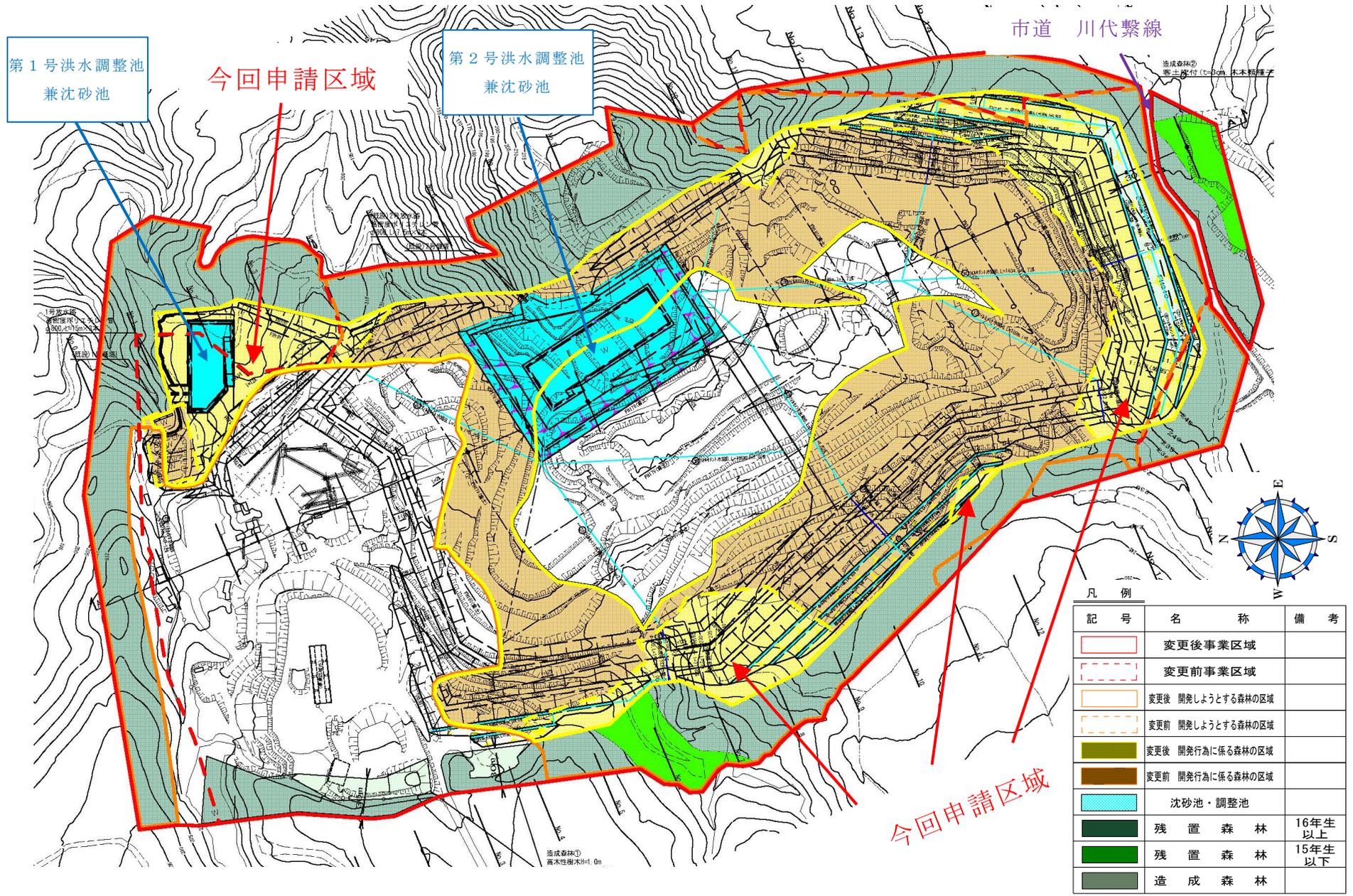
### 3 開発行為の概要

事業目的	土石の採掘					
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	既許可 (H26時点)	31.3964	9.9112	8.8429	18.7541	12.6423
今回変更	5.1584	5.0038	▲0.0345	4.9693	0.1891	
合計	36.5548	14.9150	8.8084	23.7234	12.8314	
※今回変更により、10haを超える開発面積となることから、森林審議会対象となるもの。						
主な工種	土工	切土（岩石）	7,597 千 m <sup>3</sup>	（今回増 1,971 千 m <sup>3</sup> ）		
		切土（表土）	275 千 m <sup>3</sup>	（今回増 199 千 m <sup>3</sup> ）		
		盛土（埋戻）	1,476 千 m <sup>3</sup>	（今回増 1,476 千 m <sup>3</sup> ）		
	排水施設工	ソイルセメント水路 L=3,855m ポリエチレン管水路 L=15m、土側溝 L=173m				
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池（2基）				
土地所有者数と筆数	会社（1者）、市（1者）、個人（7者） 合わせて 33 筆					

### 4 採石事業の概要

事業計画及び許可等の状況	当採掘場における森林審議会林地保全部会の開催状況 なし
	<p>当採石場における許可の状況</p> <p>第1回 平成12年 9月14日</p> <p>第2回 平成15年10月27日</p> <p>第3回 平成18年 5月18日</p> <p>（平成26年に変更届出による面積変更を行い、現在の許可面積）</p> <p>今般、採取土石の確保を目的として、約 5.0ha の区域の拡大を変更申請するものである。</p>

# 利用計画図



凡例

記号	名称	備考
	変更後事業区域	
	変更前事業区域	
	変更後 開発しようとする森林の区域	
	変更前 開発しようとする森林の区域	
	変更後 開発行為に係る森林の区域	
	変更前 開発行為に係る森林の区域	
	沈砂池・調整池	
	残置森林	16年生以上
	残置森林	15年生以下
	造成森林	

## 5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	<b>【土工（切土・盛土）の安定】</b> 1 切土（鉱業法の基準に準拠） (1)勾配：平均勾配が60度以下(1:0.6以上)であること。 (2)小段：高さ20m毎に水平巾2.0m以上の小段を設置すること。	(岩盤) 切土勾配1:0.6 高さ20m毎に幅4.0mの小段を設置。 (土砂) 切土勾配（土砂等）1:1.5 高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置。	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配1:2.0 高さ5m毎に幅2.0mの小段を配置。	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	切土法面・盛土法面（土砂等）へ種子吹付を実施し雨水等による浸食を防ぐ計画。	○
	<b>【排水施設】</b> 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造。	○
	<b>【流出土砂貯留施設】</b> 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池2基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造。	○
(2) 水害の 防止	<b>【洪水調整池】</b> 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池2基について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造。	○
(3) 水の確保	<b>【流出土砂貯留施設】</b> 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させる。有効水深1.0m以上を確保。	洪水調整池兼沈砂池2基全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造。	○
(4) 環境の保全	<b>【残置森林または造成森林】</b> 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は埋め戻しを行い、緑化及び植栽し、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発地の周辺に30m幅の残置森林を配置</li> <li>・最終残壁となった箇所から随時、緑化を進めるとともに、採掘後の平坦部は、耕起・客土しマツ・ヤシヤブシ等を植栽する計画。また、進入してきた在来種についても保育しながら早期に森林へと復旧する計画。</li> </ul>	○
(5) 一般的 事項	<b>【開発に係る権利の取得状況】</b> 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	自社所有ほか、土地所有者と賃貸借契約等を締結済。	○
	<b>【資金計画】</b> 資金の調達方法等	今期の事業費は2,417,205千円を見込んでおり、その費用は、伐開、表土除去、洪水調整池兼沈砂池、緑化工に係る経費であり、資金は自己資金及び事業収入により賄う計画となっている。	○
	<b>【残置森林等維持管理協定】</b> 市町村長と協定を締結していること。	久慈市と残置森林管理協定を締結済。	○
	<b>【環境保全協定】</b> 市町村長と協定を締結していること。	久慈市と環境保全協定を締結済。	○
	<b>【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】</b> 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	2級河川大沢田川、青線の管理者、地元自治会、隣接土地所有者、市道管理者から同意書取得済。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

## 6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
久慈市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	当市との間で締結している環境保全協定を遵守し、周辺地域の生活環境の保全に努めること。
	開発協定等との関連	特になし、適当。
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし、適当。
	地域住民の意向との関連	特になし、適当。
	その他	事業予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していないが、事業中に埋蔵文化財を発見した場合は、速やかに久慈市教育委員会に連絡し、その取扱いについて指示を受けること。
県庁 環境保全課	国土利用計画法	<p>一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要です。届出窓口は久慈市総合政策部政策推進課です。</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域：2,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・ 市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・ その他の区域：10,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>
	採石法	法第33条に基づき採取計画の認可を受ける必要があります。申請窓口は、県北広域振興局保健福祉環境部環境衛生課です。
	土壤汚染対策法	<p>一定規模以上（3,000 m<sup>2</sup>以上）の土地の形質の変更に該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行ってください。</p> <p>届出窓口は、県北広域振興局 保健福祉環境部です。</p>
	(参考事項)	<p>○大気汚染防止法 粉じん発生施設（同法第3条別表第2に定めるもの）を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。</p> <p>○水質汚濁防止法 特定施設（同法施行令別表第1に定めるもの）を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。</p> <p>○生活環境保全条例 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に定める粉じん発生施設（同条例施行規則第4条別表第2に定めるもの）を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。</p>

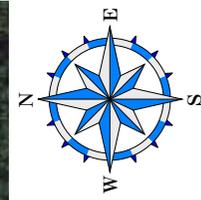
## 6 意見照会結果（続き）

県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし
	参考事項	<p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 事業予定地周辺では環境省レッドリスト及びいわてレッドデータブックに掲載されている希少な鳥類が過去に確認されています。</p> <p>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。</p> <p>○岩手県自然環境保全指針 開発予定地の一部は、岩手県自然環境保全指針による保全区分がBまたはDと評価されているので、同指針で定める保全目標及び保全方向を考慮の上、事業を実施するよう努めてください。</p>
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には、「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しません。事業面積が大きく、本来であれば埋蔵文化財分布調査の対象となりますが、地形が既に改変されていると考えられることから、埋蔵文化財に影響はないと判断します。工事に着手して差し支えありません。事業中に埋蔵文化財を発見した際は、直ちに地元の久慈市教育委員会に連絡し、指導を受けてください。
	参考事項	
県北広域 振興局 農政部	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	申請地は農用地区域外のため意見無し。
	農地法	申請地は農地ではないため意見無し。
	参考事項	

## 6 意見照会結果（続き）

県北広域 振興局 保健福祉 環境部	採石法、砂利採取法	<p>採取予定である土砂が採石法に基づく「岩石」に該当する場合は、同法に基づく認可等が必要となることから、当部と協議すること。</p>
	土壌汚染対策法	<p>形質変更が行われる土地の面積が3,000平方メートル以上であることから、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出を要すること。</p>
	参考事項	<p>今般の開発区域について、希少種の生息の有無を事前に確認し、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>
県北広域 振興局 土木部	道路法	<p>主要地方道久慈岩泉線の汚損防止に努めること。 汚損させた場合は速やかに清掃すること。</p>
	参考事項	<p>特になし。</p>

# ドローン撮影写真



市道 川代繋線

今回申請区域

既許可区域

既許可区域

今回申請区域

6

凡 例	
	事業区域
	開発行為に係る森林区域（既許可区域外側線）
	開発行為に係る森林区域（今回申請区域）